

□ 特集

2022. 1

【新春・税務読本】

退職所得に対する源泉徴収・特別徴収の取扱

退職所得に対する課税方法が改正され、令和4年1月から適用されることになりました。それに伴って、所得税、復興特別所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収の事務も変更されています。

特に長期間勤務した場合の退職金は高額になることも多く、源泉徴収を誤ると不納付加算税や滞税など大きなリスクを伴うことになります。

ここでは、改正点を踏まえたうえで、退職所得に対する源泉徴収・特別徴収の取扱についてまとめてみました。

I 源泉徴収・特別徴収の基礎知識

1. 退職所得に対する課税の概要

退職金等については、死亡退職金を除いて、退職所得として所得税（復興特別所得税を含みます）、住民税の課税対象となります。そして、所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収の対象になります。

退職所得については、一般的に過去の長期間にわたる勤労の対価の後払い的性質を有しており、退職後の生活の資に充てられるという性質を持つため、原則として、他の所得と比して次のような税負担の軽減措置が図られています。

- ①勤続年数に応じた退職所得控除を適用する
- ②退職所得控除後の額の2分の1を課税対象とする

③他の所得と分離して（別個の課税標準として）課税する

2. 退職所得の意義

退職所得とは、「退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（退職手当等）」をいいます。

通常の給与、賞与は給与所得となります。退職しなかったとしたならば支払われなかつたもので、退職したことに基くして一時に支払われることになった給与が退職所得となります。

なお、退職の際、または退職後に支払われる給与で、支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している人に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職所得ではなく給与所得とされます。

3. 退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）

退職手当等の支払を受ける人は、その支払を受けた時までに、退職所得の受給に関する申告書を提出しなければならないこととされています。

そして、この申告書の提出の有無によって、所得税の源泉徴収方法が異なることになります。

なお、所得税の退職所得の受給に関する申告書は、住民税の退職所得申告書を兼ねています。

4. 源泉徴収税額の計算方法【申告書の提出がある場合】

(1)退職所得控除額の計算

最初に勤続年数等に応じた退職所得控除額を計算します。退職所得控除額は、勤続年数に応じて、次のとおりです。

◆ 退職所得控除額

① 勤続年数20年以下の場合

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数}(\text{最低}80\text{万円})$$

② 勤続年数20年超の場合

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

勤続年数を計算する場合、15年3ヶ月のように1年未満の端数がつくときは、その端数は1年に切り上げますので、この場合は16年として計算することになります。

また、障害者になったことに直接基づく退職の場合には、100万円をプラスします。

(2)課税退職所得金額の計算

退職金の支給額から、(1)で計算した退職所得控除額をマイナスして、その残額を2分の1した額が、課税退職所得金額となります。

なお、課税退職所得金額に千円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てます。

(3)源泉徴収税額の計算

課税退職所得金額が計算されれば、あとはそれを源泉徴収税額の速算表【表①参照】に当てはめて、源泉徴収税額（所得税額と復興特別所得税額との合計額）を計算することになります。

なお、円未満の端数が生じる場合には、その端数は切り捨てます。

◆ 計算例

勤続年数は23年3ヶ月、退職金支給額2,200万円、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合の源泉徴収税額

①退職所得控除額

$$800\text{万円} + (24\text{年} - 20\text{年}) \times 70\text{万円} =$$

$$1,080\text{万円}$$

②課税退職所得金額

$$(2,200\text{万円} - 1,080\text{万円}) \times 1/2 = 560\text{万円}$$

③源泉徴収税額

$$(560\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\%$$

$$= 707,042\text{円} \text{ (円未満切捨て)}$$

(4)確定申告

退職所得の受給に関する申告書を提出した場合には、原則として確定申告は不要ですが、退職所得について源泉徴収税額があり、他の所得から扶養控除等の各種の所得控除を控除しきれなかった人は、確定申告により還付を受けることができます。

5. 源泉徴収税額の計算方法【申告書の提出がない場合】

(1)源泉徴収税額の計算

退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合には、退職金の支払額の20.42%が源泉徴収税額（所得税額と復興特別所得税額との合計額）となります。

この場合には、勤続年数や退職所得控除額は無関係ですので、退職金の支給額が2,200万円であれば、勤続年数にかかわらず、 $2,200\text{万円} \times 20.42\% = 4,492,400\text{円}$ が源泉徴収税額となります。

(2)確定申告による精算

退職所得の受給に関する申告書を提出しなかった場合には、退職金の支払額の20.42%が源泉徴収税額となり、通常より多額の源泉徴収が行われることになります。

一般的には、そのままでは過大納付となりますので、本人が確定申告することによって精算することができます。

6. 住民税の特別徴収税額の計算方法

(1)現年分離課税

住民税については、所得税のようにその年の所得に応じてその年の税金が決まる（現年所得課税）のではなく、前年の所得に応じて、今年度の住民税が決まるという前年所得課税方式によっています。

ただし、退職所得に関してだけは、その年の他の所得と分離してその年度に課税する現年分離課税方式を採用していますので、その年の退職所得に対してその年度の住民税が課税されます。

(2)特別徴収税額の計算

退職金に対する住民税の特別徴収税額については、所得税の場合と同様に、原則として「退職所得申告書」の記載内容に基づいて計算します。

そして、住民税の特別徴収税額の具体的な計算方法は、退職所得控除額の計算、課税退職所得金額の計算までは所得税と同じです。

(3)特別徴収税額の計算

課税退職所得金額に住民税の税率を乗じて特別徴収税額を計算しますが、都道府県民税の税率は一律4%、市区町村民税の税率は一律6%です。

なお、特別徴収税額に百円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てます。

◆計算例

勤続年数は23年3ヶ月、退職金支給額2,200万円、退職所得申告書を提出している場合の特別徴収税額

①退職所得控除額

$$800\text{万円} + (24年 - 20年) \times 70\text{万円} =$$

$$1,080\text{万円}$$

②課税退職所得金額

$$(2,200\text{万円} - 1,080\text{万円}) \times 1/2 = 560\text{万円}$$

③特別徴収税額

$$\text{都道府県民税} 560\text{万円} \times 4 \% = 224,000\text{円}$$

$$\text{市区町村民税} 560\text{万円} \times 6 \% = 336,000\text{円}$$

課税退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていますが、特定役員退職手当等に係る退職所得については、「2分の1」規定の適用ではなく、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

(2)特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等としての勤続年数（役員等勤続年数、1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

役員等とは、次の人のいいます。

- ①法人税法上の役員
- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

(3)使用者としての退職金と役員退職金を支給する場合

使用者としての退職金（短期退職手当等に該当しないもの）と特定役員退職手当等の両方を支給する場合には、①一般退職手当等に係る課税退職所得金額と、②特定役員退職手当等に係る課税退職所得金額を次のとおり分けて計算し、合計した金額が課税退職所得金額となります。

①一般退職手当等に係る課税退職所得金額

$$[\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額})] \times 1/2$$

②特定役員退職手当等に係る課税退職所得金額

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}$$

(4)特定役員退職所得控除額

特定役員退職所得控除額とは、使用者としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がな

7. 特定役員退職手当等に対する計算方法

(1)課税退職所得金額の計算

(4)

い場合には、その人の勤続期間のうち特定役員等勤続年数に応じた退職所得控除額をいい、 $40\text{万円} \times \text{特定役員等勤続年数}$ で計算します。

また、使用者としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合（使用者兼務役員期間がある場合）には、次の算式で計算した金額となります。

$$40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$$

◆計算例

退職金2,700万円（使用者分2,000万円、役員分700万円）を支給、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合の源泉徴収税額

i 入社日 平成11年4月1日

ii 役員就任日 令和2年7月1日

iii 退職日 令和4年10月31日

①特定役員退職所得控除額

2年4ヶ月→3年 $40\text{万円} \times 3\text{年} =$

120万円

②一般の退職所得控除額

23年7ヶ月→24年 $800\text{万円} + (24\text{年} - 20\text{年})$

$\times 70\text{万円} = 1,080\text{万円}$

$1,080\text{万円} - 120\text{万円} = 960\text{万円}$

④課税退職所得金額

i 一般 $(2,000\text{万円} - 960\text{万円}) \times 1/2 =$

520万円

ii 特定 $(700\text{万円} - 120\text{万円}) = 580\text{万円}$

iii 合計 $520\text{万円} + 580\text{万円} = 1,100\text{万円}$

⑤源泉徴収税額

$(1,100\text{万円} \times 33\% - 1,536,000\text{円}) \times 102.1\% =$

2,137,974円

8. 短期退職手当等に対する計算方法

(1)課税退職所得金額の計算

課税退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分

の1に相当する金額とされていますが、短期退職手当等に係る退職所得については、退職手当等の支給金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円までの部分は、「2分の1」規定が適用されますが、300万円を超える部分については、「2分の1」規定の適用はありません。

短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合には、課税退職所得金額は、従来どおりその残額の2分の1に相当する金額となります。

短期退職手当等の支給金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合の課税退職所得の金額は、150万円と当該退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額となります。

◆300万円を超える場合の課税退職所得の金額

$$150\text{万円} + [\text{退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})]$$

*短期退職所得等に対する課税は、令和4年分以後の所得税に対して適用されています。

(2)短期退職手当等

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるもの）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

◆計算例

勤続年数は4年9ヶ月、退職金支給額1,200万円、役員等には該当しない、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合の源泉徴収税額

①退職所得控除額

4年9ヶ月→5年 $40\text{万円} \times 5\text{年} = 200\text{万円}$

②判定

$$1,200\text{万円} - 200\text{万円} > 300\text{万円}$$

③課税退職所得金額

$150\text{万円} + [(1,200\text{万円} - (300\text{万円} + 200\text{万円})) \times 85\%] = 850\text{万円}$
④源泉徴収税額
$(850\text{万円} \times 23\%) - 636,000\text{円} \times 102.1\% = 1,346,699\text{円}$

9. 源泉徴収票（特別徴収票）の作成、交付

(1)源泉徴収票・特別徴収票の作成

退職金を支給した場合には、退職所得の源泉徴収票と退職所得の特別徴収票を作成する必要があります。

そもそも、所得税では源泉徴収票、住民税では特別徴収票と呼んでいますが、実態は1枚の用紙で兼用していますから、分けて考える必要はありません。1枚の用紙に所得税のデータと住民税のデータの両方を記載することになります。

具体的には、支払金額、源泉徴収税額、特別徴収税額を市区町村民税と都道府県民税に分けて記載し、その他に退職所得控除額などを記載することになります。

(2)源泉徴収票・特別徴収票の交付・提出

源泉徴収票兼特別徴収票は、退職日から1ヶ月以内に、役職や金額に関わらず本人に交付する必要があります。

また、退職者が法人の役員（取締役、監査役、理事、監事等）であった人である場合には、源泉徴収票、特別徴収票を会社の所轄税務署と、退職者のその年1月1日現在の住所地の市区町村に提出しなければならないことになっています。

II 退職所得にかかる実務上の留意点

1. 退職所得の範囲

(1)退職所得に含まれる一時金

退職所得とは、「退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（退職手当等）」をいいますが、次のようなもの（一時金）も退職所得に含まれます。

①国民年金法、厚生年金保険法等の規定に基づいて支給される一時金

②独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法の規定により支給する退職金

③適格退職年金契約に基づき支給される退職一時金

(2)引き続き勤務する人に支払われるもの

引き続き勤務する人に支払われるもののうち次に掲げるもので、その後に支払われる退職手当の計算上、今回の退職手当の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件のものは、退職所得とされます。

①新たに退職給与規程を制定したり、中小企業退職金共済制度へ移行するなどの相当の理由によって、従来の退職給与規程を改正した場合に、制定（改正）前の勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

②使用者から役員になった人に対して、使用者であった勤続期間に対する退職手当等として支払われるもの

③定年に達した後引き続き勤務する使用者に対して、定年に達する前の勤続期間に対する退職手当等として支払われるもの

④労働協約等を改正して、定年を延長した場合において、その延長前の定年に達した使用者に対して、旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもの

(3)執行役員の取扱い

使用者からいわゆる執行役員に就任した者に対する就任前の勤続期間に係る退職手当等（その後の退職手当等の計算上、今回の勤続期間を一切加味しないもの）のうち、例えば、次のいずれにも該当する執行役員制度の下で支払われるものは、退職手当等に該当するものとされています。

①執行役員との契約は、委任契約又はこれに類するもの（雇用契約又はこれに類するものではない）であり、かつ、執行役員退任後の使用者としての再雇用が保障されているものではないこと

②執行役員に対する報酬、福利厚生、服務規律等は役員に準じたものであり、執行役員は、その任務に反する行為又は執行役員に関する規程に反する行為により使用者に生じた損害について賠償する責任を負うこと

なお、上記の例示以外の執行役員制度の下で支払われるものであっても、個々の事例の内容から判断して、使用人から執行役員への就任について、勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があって、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とはみられないなどの特別の事実関係があると認められる場合には、退職手当等に該当することとされています。

(4)解雇予告手当

労働基準法の規定によって、会社が予告をしないで解雇（即時解雇）する場合には、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払うことが義務付けられていますが、この解雇予告手当については、給与所得ではなく退職所得に該当することになります。

(5)未払賃金立替払制度

事業主の倒産等によって賃金の支払を受けないで退職した労働者に対して、国がその使用者に代わって未払賃金を弁済する未払賃金立替払制度に基づいて、労働者が国から弁済を受けた給与については、その労働者が退職した日の属する年分の退職所得に該当することになります。

2. 退職所得の課税年

退職手当等がいつの年分の所得（退職所得）となるかは、その退職手当等の収入すべきことが確定した日がいつであるかにより判定することになります。

退職手当の収入すべきことが確定する日は、通常はその退職手当等の支給の基になった退職日です。

ただし、役員に支給される退職手当で、その支給について株主総会等の決議を要するものについて

は、その役員の退職後その決議があった日（その決議が退職手当の支給だけを定め、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日）となります。

なお、勤務先を退職することにより、その勤務先から退職手当の支払を受けるほか、共済組合等からも退職一時金等を受けることとなる場合や退職によって退職手当の支払を受けた人が、その後退職給与規程の改訂等によって退職手当の差額の支払を受けることとなる場合など一の勤務先を退職することにより2以上の退職手当の支払を受ける場合には、最初に支払を受けるべき退職手当等の支払を受けるべき日の属する年分の退職所得とされます。

3. 特殊な場合の勤続年数の計算方法

(1)長期欠勤や休職期間がある場合

長期欠勤や休職（他に勤務するための休職を除きます）の期間も、勤続期間に含めて計算します。

(2)一時勤務しなかった期間がある場合

退職手当の支払を受ける人がその支払者の下において就職の日から退職の日までの間に一時勤務しなかった期間がある場合には、一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により計算します。

(3)他の者の下において勤務したことがある場合

退職手当の支払を受ける人がその支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがある場合で、当該他の者の下において勤務した期間を含めて退職手当等を計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により計算します。

(4)引き続き勤務する人に支給される給与で退職手当とされるもの

引き続き勤務する人に支給される給与で退職手当とされるものについては、その給与の計算の基礎と

された勤続期間の末日において退職したものとして勤続期間を計算します。

4. 同一年に2ヶ所以上からの退職手当の支給を受ける場合

(1)既にほかの会社などから退職金が支払われている場合

出向や転籍などの関係で、同一年に2ヶ所以上の会社等から退職金が支払われることがあります。同じ年に既にほかの会社などから退職金が支払われている場合の源泉徴収税額は、他の会社等が支払った退職金も含めて、計算しなければいけないことになります。

(2)退職所得の受給に関する申告書の記載方法

既に他の会社などから退職金をもらっている場合には、「退職所得の受給に関する申告書」に、以前に支払を受けた退職金等の額、源泉徴収された税額、支払年月日及び勤続年数等を記入し、「退職所得の源泉徴収票」を添付することになります。

(3)源泉徴収税額の計算方法

同一年に2ヶ所以上から退職金等をもらった場合の勤続年数は、それぞれの勤続期間のうち、最も長い期間を使うことになっています。

ただし、その最も長い期間以外の期間のうちに重複していない期間がある場合は、その重複しない部分の期間を最も長い期間に加算した期間を勤続年数とします。この勤続年数に1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げます。

また、2ヶ所目以降の会社では、前の会社の退職金を合算して源泉徴収税額を計算することになります。

なお、1回目の退職金に対する税額を差し引いた結果、源泉徴収すべき所得税等の額がマイナスになったときは、源泉徴収をしないで退職金をそのまま支払うことになります。

この場合、マイナスの金額の還付を受けるために、退職金の受給者本人が後日確定申告をする必要

があります。

5. 分割支給する場合の源泉徴収

資金繰り等の関係で確定した退職金を分割支給する場合の源泉徴収税額については、退職金の全額について通常どおりの源泉徴収税額を計算したうえで、その税額を各回の支給額で按分して計算することになります。

6. 死亡退職金

(1)死亡退職金に対する課税

死亡退職金については、本人には支給できません。当然、死亡後に支給することになりますから、遺族に対して支給することになります。死亡退職した社員に対して所得税、住民税が課税されることはありませんので、

通常の退職金のような源泉徴収や特別徴収は必要ありません。

なお、死亡退職金については、原則として相続税の課税対象（ $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ までは非課税となります）とされていますが、死亡後3年を経過してから支給が確定したものについては、相続税の課税対象ではなく、その支給を受けた遺族の所得税（一時所得）の課税対象となります。

(2)支払調書の作成等

遺族に支払った死亡退職金については、退職所得には該当しないため退職所得の源泉徴収票の作成は必要ありません。

ただし、受給者（相続人等）ごとの退職手当金等の支払金額が100万円を超える場合には、「退職手当等受給者別支払調書」を作成し、税務署に提出する必要があります。

退職手当等受給者別支払調書には、退職手当等の金額、退職年月日、受給者と退職者との続柄等を記載します。

7. 海外出向中の退職金

(1)非居住者に対する退職金の源泉徴収

非居住者に対して退職金を支払う場合、国内勤務期間に対応する部分の金額については、国内源泉所得に該当するため、20.42%の税率による源泉徴収が必要付けられています。

したがって、非居住者である海外赴任者が海外滞在中に退職した場合には、退職金の金額のうち、次の算式で計算した国内勤務期間に対応する部分の金額に対して、20.42%の税率による源泉徴収が必要となります。

$$\text{退職金の額} \times \frac{\text{居住者としての勤務期間}}{\text{退職金の計算の基礎となった期間}} \times 20.42\%$$

◆計算例

国内勤務25年の後、海外赴任（非居住者）して5年勤続して退職し、退職金2,400万円を支給する場合の源泉徴収税額

$$24,000,000\text{円} \times 25\text{年}/30\text{年} \times 20.42\% \\ = 4,084,000\text{円}$$

(2)帰国後に支払う場合

注意しなければならないのは、退職所得の収入金額の収入すべき時期は、原則としてその支給の基になった退職の日によるものとされており、海外赴任中に退職した場合、たとえ帰国後に退職金が支払われたとしても、非居住者（海外赴任中）に対する退職金として取り扱われる点です。

8. 退職所得の選択課税制度

居住者である場合と、海外赴任中で非居住者である時に退職した場合の税負担の調整を図るため、本人の選択によって、退職金の総額を居住者が受給したものとみなして、居住者と同様の課税とすることが認められています。

これを退職所得に対する選択課税制度といいます。源泉徴収された税額の精算のために、本人が確定申告することによって、その差額の還付を受けることができます。

【表①】源泉徴収税額の速算表

課税所得金額(千円未満切捨て)(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = [(A) × (B)] - (C) × 102.1%
195万円以下	5 %	0 円	[(A) × 5 %] × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	[(A) × 10% - 97,500円] × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	[(A) × 20% - 427,500円] × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	[(A) × 23% - 636,000円] × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	[(A) × 33% - 1,536,000円] × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	[(A) × 40% - 2,796,000円] × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	[(A) × 45% - 4,796,000円] × 102.1%

*円未満の端数は切り捨てます

＜計算例＞

課税退職所得金額856万円の場合

$$(8,560,000\text{円} \times 23\% - 636,000\text{円}) \times 102.1\% = 1,360,788\text{円} \text{ (円未満切捨て)}$$